

令和3年度

坂本地区防火防犯協力会総会



令和3年6月24日(木)

坂 本 事 務 所

総 会 次 第

1 開会のことば

2 会長あいさつ

3 消防団坂本分団長あいさつ

4 議 事

議第1号 令和2年度 事業報告

議第2号 令和2年度 収支決算報告
令和2年度 会計監査報告

議第3号 令和3年度 事業計画（案）

議第4号 令和3年度 収支予算（案）

5 その他

(1) 令和3年度協力会費の納入について

納 期 令和3年8月6日(金)

納入場所 東美濃農協坂本支店

会 費 一世帯当り 400円

6 閉会のことば

令和2年度 事業報告

実施日	事業内容
5月	坂本女性防火クラブ総会(書面開催)
6月25日(木)	坂本地区防火防犯協力会総会
8月	坂本地区事業所へ寄付金のお願い
8月30日(日)～ 9月30日(水)	坂本各地区防災訓練(中止)
11月 9日(月)～ 11月15日(日)	秋の火災予防運動
12月25日(金)～ 12月30日(水)	年末特別夜警
1月 5日(火)	消防出初式
3月 1日(月)～ 3月 7日(日)	春の火災予防運動
4月～3月(通年)	消防団及び防火防犯関係者への支援

消防団活動状況

① 災害出動

- ・ 出動件数…8件
- ・ 出動のべ人数…351名

② 警報発令時自宅待機

- ・ 警報発令回数…16回
- ・ 待機のべ人数…1,088名

③年間活動

災害出動、訓練、会議、研修、年末特別夜警、あて職等の全活動(警報待機を除く)

- ・ 活動回数…178件
- ・ 参加のべ人数…2,279名

令和2年度 収支決算報告

収入の部

(単位:円)

項目	予算額	決算額	差引額	説明
繰越金	712,801	712,801	0	前年度繰越金
協力会費	3,300,000	3,445,200	145,200	3,132世帯×1,100円
寄付金	250,000	351,000	101,000	篠原歯科医院 他91事業所
雑入	199	15	△ 184	利息
合計	4,263,000	4,509,016	246,016	

支出の部

(単位:円)

項目	予算額	決算額	差引額	説明
事務費	50,000	16,104	△ 33,896	インク、印刷用紙
事業費	600,000	306,050	△ 293,950	発電機点検修理 LPガス発電機
補助金	3,560,660	3,574,740	14,080	消防団坂本分団補助金 (振込手数料含む) 3,000,330 【参考】…主な用途 (会議費)各種会議 (操法費)消耗品 (活動費)訓練・出動 (事務費)部庫電話代・光熱水費 (慶弔費)香典・弔電 等
				消防友の会負担金 (振込手数料含む) 314,080 (事務費)出初式補助 (事業費)火災予防ポスター展賞品、県定例表彰 補助、 県操法大会協力金 等
				女性防火クラブ補助金 (振込手数料含む) 260,330 【参考】…主な用途 (消耗品費)事務用品 (会議費)会議、役員会等 (雑費)福祉共済掛金、消防団激励、記念品費 (備品費)訓練用標識 等
予備費	52,340	0	△ 52,340	
合計	4,263,000	3,896,894	△ 366,106	

収入の部 4,509,016 支出の部 3,896,894 次年度繰越金 612,122
 4,509,016 - 3,896,894 = 612,122

坂本地区防火防犯協力会会計 安藤 鉦治

会計監査報告

令和2年度坂本地区防火防犯協力会の会計に関する諸帳簿を監査した結果、
適正に処理されていたことを確認しました

令和 3年 5月24日

監 事 岡 野 幸 治

印

監 事 日 比 野 重 敏

印

※プライバシー保護の観点から署名・押印のないものを印刷しております。
 ※押印のある原本は、事務所にて保管しております。

令和3年度 事業計画 ~~(案)~~

実施日	事業内容
5月15日(土)	坂本女性防火クラブ総会
6月24日(木)	坂本地区防火防犯協力会総会
8月	坂本地区事業所へ寄付金のお願い
8月29日(日)～ 9月30日(木)	坂本各地区防災訓練
11月 9日(火)～ 11月15日(月)	秋の火災予防運動
12月25日(土)～ 12月30日(木)	年末特別夜警
1月 5日(水)	消防出初式
3月 1日(火)～ 3月 7日(月)	春の火災予防運動
4月～3月(通年)	消防団及び防火防犯関係者への支援 ・消防団員をはじめ防火防犯関係者は、日頃から、火災、自然災害、事件、事故などに備えた体制維持や技術研鑽に努めています。

消防団員募集中！

あなたならできる、やりがいのある消防団活動！
地域のために“あなたのチカラ”を発揮しましょう！

議第 4 号

令和3年度 収支予算(案)

収入の部

(単位:円)

項 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	説 明
繰越金	612,122	712,801	△ 100,679	前年度繰越金
協力会費	1,200,000	3,300,000	△ 2,100,000	400円×3,000世帯
寄付金	250,000	250,000	0	事業所寄付金
雑 入	878	199	679	預金利息等
合 計	2,063,000	4,263,000	△ 2,200,000	

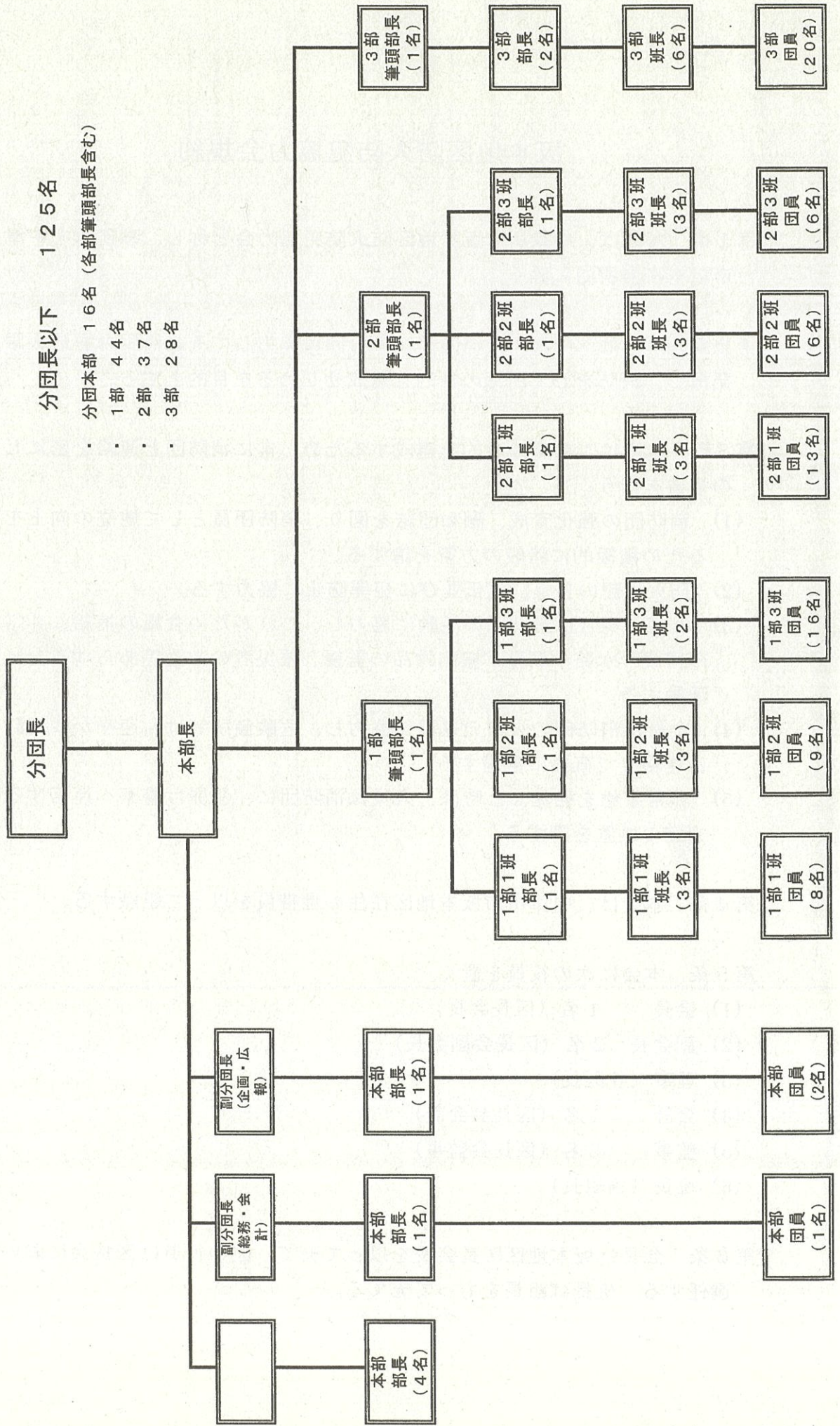
支出の部

(単位:円)

項 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	説 明
事務費	50,000	50,000	0	消耗品費、印刷費等
事業費	400,000	600,000	△ 200,000	地域防災対策事業費 (防災訓練ほか・資材)
補助金	1,553,000	3,560,660	△ 2,007,660	消防団坂本分団 1,001,000 消防友の会 301,000 女性防火クラブ 251,000
予備費	60,000	52,340	7,660	
合 計	2,063,000	4,263,000	△ 2,200,000	

※項目間の流用を認める

令和3年度 中津川市消防団 坂本分団 組織図



坂本地区防火防犯協力会規約

第1条 本会は、中津川市坂本地区防火防犯協力会と称し、事務所を中津川市坂本事務所内に置く。

第2条 本会は、中津川市消防団坂本分団に協力してその活動力を最大限に発揮し、消防をして所期の目的を達成せしめるを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、常に消防団と連絡を密にし次の事業を行う。

- (1) 消防団の強化育成、融和団結を図り、消防団員として地位の向上を図るため積極的に諸般の方策を講ずる。
- (2) 防火思想の普及、宣伝並びに犯罪防止に協力する。
- (3) 非常の場合は消防団の活動に協力し、これがため食糧の補給、非常線の構成、水路の調整、搬出物品の監視、罹災者の救護等あらゆる分野に活動する。
- (4) 会員は消防団の火の元巡視に協力し、危険箇所等は、速やかに消防団に連絡して直ちに整備する。
- (5) 非常事態を発見した時は、火災は消防団に、犯罪は警察へ連絡する等適宜の処置を講ずる。

第4条 本会は、中津川市坂本地区在住の世帯員を以って組織する。

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名（区長会長）
- (2) 副会長 2名（区長会副会長）
- (3) 理事（各区長）
- (4) 会計 1名（区長会会計）
- (5) 監事 2名（区長会監事）
- (6) 班長（各組長）

第6条 会長は坂本地区区長会長を以って充て、他の役員は区長会において選任する。班長は組長をもって充てる。

第7条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

第8条 役員任期は2年とする。但し班長は1年とし、再選はさまたげない。補欠により、就任した役員は、前任者の残任期間とする。

第9条 本会の事務を処理するため、庶務及び会計は会長の定める機関に於いて行う。

第10条 理事会は会長が招集する。理事会は、理事の過半数以上出席しなければ開くことができない。

第11条 本会は次に掲げる収入によって経理する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) 補助金、その他

第12条 本会の会計は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を以って終わる。会長は、班長以上を招集し、決算報告をすること。

第13条 本規約の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、昭和33年10月1日から施行する。

会費 1戸 1, 100円

昭和51年6月改正

昭和63年4月改正

平成11年4月改正

平成21年4月改正

平成23年6月24日改正

平成24年6月26日改正

